

＼スポーツ合宿だけじゃない／
修学旅行・企業の研修
旅行にも使えます！

田辺市スポーツ合宿等誘致事業費 補助金交付申請について

期間限定
増額中

補助対象（期間等）

令和2年6月1日～令和3年3月31日に、市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク除く）に10名以上の団体に30人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE（会議・研修）を実施する団体の主催者又は、企画・造成を行う旅行者に対して下記のとおり補助金の交付を行います。

※スポーツ合宿については、市内宿泊の当日又は翌日に田辺スポーツパーク等の市営体育施設を利用する必要があります。

補助額

例年は延べ人数×1,000円のところ、令和2年6月～令和3年3月の催行分は

宿泊延べ人数×2,000円（最大400,000円まで）を補助します。

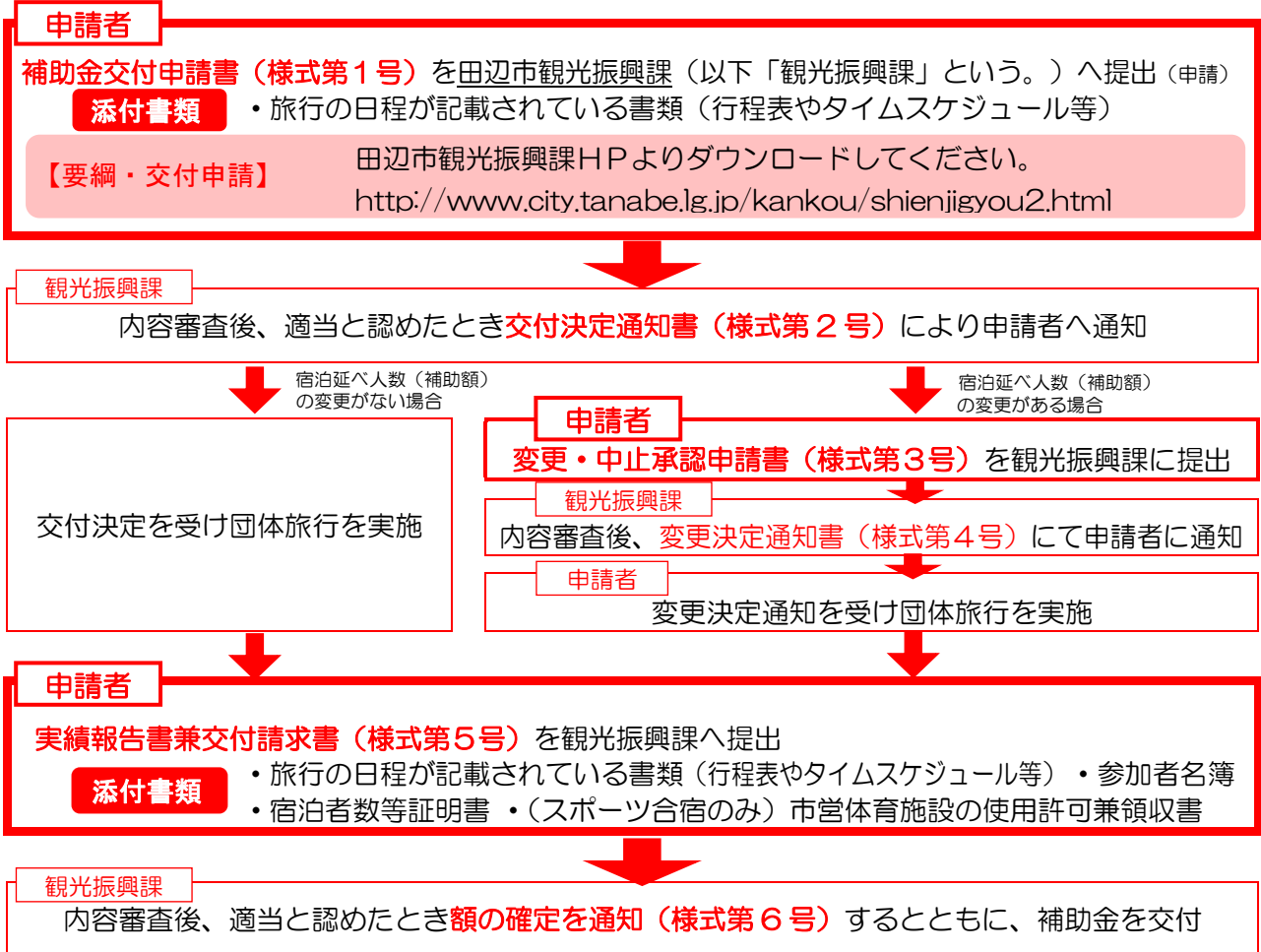
※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して一団体あたり400,000円までといたします。

※田辺市団体旅行誘致事業費補助金との併用はできません。

※令和2年6月1日以降において申請受付を開始いたしますが、新型コロナウイルス感染症の影響による全国での緊急事態宣言の状況や和歌山県における県境を越えての移動自粛要請等の状況により、補助金を交付できない期間を設ける場合がありますので、スポーツ合宿等の実施前に補助金交付が可能な期間であるかの事前確認をお願い致します。

補助金交付までの事務的な流れ



お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL: 0739-26-9929

FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp

HP: <http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

